

郵送による転出証明書の請求方法について

1 次のものをご用意ください。

- ① 郵送請求書 必要事項を白筆で記入してください。
- ② 本人確認書類 身分証明書（免許証や保険証等）の写し
 ※マイナンバーカード（写真入り）をお持ちの方は、
 マイナンバーカードの表面のコピーを添付してください。
- ③ 返信用封筒 返送先を記入し、切手を貼ってください。
 ※マイナンバーカードをお持ちの方は紙の転出証明書は発行されませんので、
 返信用封筒は不要です。

※ 転出証明書は無料です。

2 上記①～③を同封のうえ、住所地の市区町村役場へ請求してください。
 不明な点がありましたら、請求先の市区町村へお問い合わせください。

転出証明書郵送請求書

令和 年 月 日

_____ 市区町村長 様

私は、下記のとおり住所を変更したので届け出ます。
 つきましては、転出証明書を新住所地へ送付願います。

申請者 氏名		電話番号	()
-----------	--	------	-----------

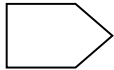
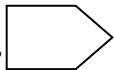
※ 電話番号は日中連絡が取れる番号を必ずご記入ください。

1 新しい住所・世帯主			
住所		世帯主	
2 新しい住所に住み始めた日		令和	年 月 日
3 今までの住所・世帯主			
住所		世帯主	
4 本籍・筆頭者氏名			
本籍		筆頭者	
5 転出した人の氏名・生年月日			
氏名		生年月日	明・大 昭・平・令 年 月 日
氏名		生年月日	明・大 昭・平・令 年 月 日
氏名		生年月日	明・大 昭・平・令 年 月 日
氏名		生年月日	明・大 昭・平・令 年 月 日
氏名		生年月日	明・大 昭・平・令 年 月 日

身延町から転出される方へ

新しい住所に住み始めた日から**14日以内**に、新住所地で転入の手続きをしてください。
 (なお、正当な理由がなく14日を超えた時は、過料がかかる場合があります。)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当分の間、届出が転入日より14日を経過しても「正当な理由」があったものとみなされ、過料の対象にはなりません。

項 目	担 当 課	身 延 町 で の 手 続 き (注 意 事 項)	新 住 所 地 で の 手 続 き
転 入 届	町民課 町民担当 (本庁舎) Tel.0556-42-4804	<ul style="list-style-type: none"> ・転出を取りやめた時は、転出証明書を持参して転出取消しの手続きをしてください。 ・転出予定地が変更になった場合でも、お持ちの転出証明書で手続きができます。 	転出証明書・印鑑・本人確認書類(免許証等)・転入される方全員の通知カードまたは個人番号カードを持参してください。 外国人住民の方は、転入される方全員の在留カードまたは特別永住者証明書が必要です。
印 鑑 登 録		印鑑登録証をお返しく下さい。 転出(予定)日をもって自動的に使えなくなります。	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。
個 人 番 号 カ ー ド (マイナンバーカード)		○「個人番号カード」を継続利用しない場合 	必要な方は、新たに申請してください。
		○「個人番号カード」を継続利用する場合  署名用電子証明書の交付を受けている方は失効します。 ※転出予定年月日から60日を経過すると、自動でカードが「廃止」となります。廃止後は継続利用の手続きはできませんので、ご留意ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・転入手続きの際には必ず「個人番号カード」を持参してください。 ・転入手続きの際、暗証番号(4ケタ)を入力する必要があります。 ・個人番号カード所持者が転入手続きに行けない場合は同一世帯の方に個人番号カードを渡し、暗証番号を伝えておいてください。同一世帯でない代理人の場合は、転入先の市区町村でお尋ねください。
マイナンバーの通知カード		手続きは必要ありません。	転入手続きの際に必ず持参してください。
海 外 へ の 転 出 海 外 か ら の 転 入	1年以上海外に行く予定の方は、事前に転出手続きをしてください。	帰国した際は、パスポートを持参のうえ、転入手続きをしてください。(転入先が本籍地以外の場合は、戸籍謄(抄)本・戸籍附票が必要です。)	
国 民 年 金 に 加 入 し て い る 方	町民課 保険年金担当 (本庁舎) Tel.0556-42-4804	手続きは必要ありません。	住所変更の手続きは原則省略となりました。
国 民 健 康 保 険		保険証をお返しく下さい。 転出(予定)日から使用できなくなります。	新たに加入の手続きをしてください。
後 期 高 齢 者 医 療 保 険		被保険者証をお返しく下さい。 転出(予定)日から使用できなくなります。 県外へ転出される方は、「負担区分証明書」を受領してください。	新たに加入の手続きをしてください。

裏面もご覧ください

令和2年3月18日現在

項 目	担 当 課	身 延 町 で の 手 続 き (注 意 事 項)	新 住 所 地 で の 手 続 き
バイクをお持ちの方 (125cc以下)	税務課 課税担当 (本庁舎) Tel0556-42-4803	ナンバープレート・標識交付証明書・印鑑を持参して、廃車の手続きをしてください。	廃車証明書と印鑑を持参して、新たに手続きをしてください。
介 護 保 険	福祉保健課 介護保険担当 (中富すこやかセンター) Tel0556-20-4611	介護保険証をお返しく下さい。 要介護認定を受けている方は「受給資格証明書」を交付します。	要介護認定を受けている方は「受給資格証明書」を提出してください。
障 害 者 手 帳 等	福祉保健課 福祉担当 (中富すこやかセンター) Tel0556-20-4611	「重度医療費助成金受給者証」をお持ちの方はお返しく下さい。 その他、障害者福祉サービスを利用している方はご連絡ください。	「障害者手帳」を持参して住所変更の手続きをしてください。
児 童 手 当 を 受 給 し て い る 方	子育て支援課 (中富すこやかセンター) Tel0556-20-4580	児童手当消滅の手続きをしてください。	新たに受給申請の手続きをしてください。
子 育 て 支 援 医 療 費		受給資格喪失の手続きをしてください。 「子育て支援医療費助成金受給資格者証」をお返しく下さい。	各市区町村で制度が異なります。 転入先の市区町村でお尋ねください。
ひとり親家庭医療費		受給資格喪失の手続きをしてください。 「ひとり親家庭医療費助成金受給者証」をお返しく下さい。	各市区町村で制度が異なります。 転入先の市区町村でお尋ねください。
やまなし子育て 応 援 カ ー ド		特にありません。	山梨県内の市町村に転入される方は、転入先にお持ちのカードを提出して、新しいカードの交付を受けてください。
保 育 園 (所)		退園(所)の手続きをしてください。	新たに入園(所)の手続きをしてください。
公 立 小 ・ 中 学 校	学校教育課 (下部保健福祉センター) Tel0556-20-3015	各学校で「在学証明書」・「教科書給与証明書」の交付を受けてください。	「在学証明書」等を添えて、担当窓口で手続きをしてください。
水 道 ・ 下 水 道	環境上下水道課 Tel0556-42-4814 (中富浄化センター)	休止または廃止、もしくは使用者変更の手続きが必要です。	転入先の市区町村でお尋ねください。

※各種税金、上・下水道使用料、介護保険料等の納め忘れがないようご注意ください。(詳しくは担当課へお尋ねください。)

※妊婦の方は、身延町発行の未使用の妊婦一般健康診査受診票は、転出後使用できません。未使用の受診票を持参のうえ、転入先の保健師に相談してください。

身延町役場 町民課町民担当

〒409-3392 身延町切石350番地
TEL 0556-42-4804 (町民課直通)

身延支所 住民サービス担当

〒409-2592 身延町梅平2483番地36
TEL 0556-62-1111

下部支所 住民サービス担当

〒409-2992 身延町常葉1093番地
TEL 0556-36-0011